

## 資料 1

さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

説明会の開催状況／

都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第439号関係】

## 1 説明会の開催状況

### (1) 都市計画法第16条に基づく説明会

日時	回数	出席者数	周知方法
令和7年5月16日（金） 5月17日（土）	2回	28名 23名	・市報 ・市ホームページ ・関係権利者への郵送

## 2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

### (1) 縦覧の状況

縦覧期間	縦覧場所	縦覧者数	周知方法
令和7年9月30日（火） ～10月14日（火）	・都市計画課 ・北部都市計画指導課 ・南部都市計画指導課	(窓口縦覧者数) 1名 (ホームページ閲覧件数) 28件 (左記縦覧の期間内に限る)	・告示 ・市報 ・市ホームページ ・関係権利者へ案内郵送

### (2) 意見書の提出状況

提出期間	提出数
令和7年9月30日（火） ～10月14日（火）	2通【内訳】賛成0通・反対2通

### (3) 提出された意見書の要旨

（反対意見）

意見の概要	意見数	市の見解
【産業道路】 現都市計画道路線にあわせて建てたのに、壊されることに納得がいかない。	1通	産業道路と大宮岩槻線との交差部において、自動車の円滑な交通処理に対応するため、都市計画変更が必要となりました。 計画の必要性については御理解を頂いているところではありますが、今後、事業を進めていく中で、丁寧な説明を行い、権利者の合意が得られるよう、努めてまいります。
【天沼高鼻線】 計画変更により所有している3軒全てが立ち退き対象になっている。	1通	安全性の高い交差点形状とするために今回の変更が生じました。計画の必要性については御理解を頂いているところではありますが、今後、

現在居住している1軒については産業道路の計画線に含まれていることを承知していたが、他の2軒については計画線に含まれていないことを確認したうえで建てているにもかかわらず、全ての不動産を失うのは酷過ぎる。		事業を進めていく中で、丁寧な説明を行い、権利者の合意が得られるよう、努めてまいります。
--	--	---

○提出期間 令和7年9月30日(火)～令和7年10月14日(火)(必着)

○提出方法

・持参の場合 各縦覧場所へ提出してください。

・郵送の場合

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 「さいたま市役所都市計画課」宛

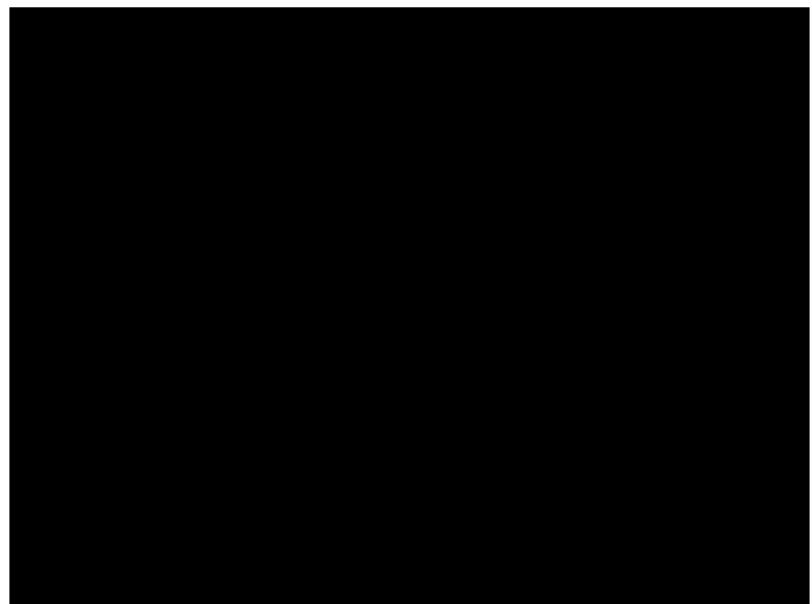
・FAXの場合 048-829-1979 「都市計画課」宛

・メールの場合 saitama-toshi@city.saitama.lg.jp 「都市計画課」宛

令和 7年 10月 14日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇人 あて



さいたま都市計画道路の変更に係る意見書

さいたま都市計画道路の変更について、下記の理由により（賛成  反対 ）します。

対象路線（産業道路・天沼高鼻線）

記

前の計画道路にあわせて走ったのにこわされ  
のかな得ゆう



連番	回答日時	回答者IP	住所（必須）	氏名（必須）	年齢	連絡先（差）	利害関係	さいたま都市計画道路（産業道路・天沼高鼻線）変更についての賛否	さいたま都市計画道路（産業道路・天沼高鼻線）の変更に係る意見
1	2025/10/3 21:17							反対	「3. 3. 1 1 産業道路」の計画変更に伴い、 所有している物件3軒全てが（内1軒は居住中）立ち退き対象になっております。居住している物件は計画道路に含まれていることを幼少より承知しておりましたが、他の物件2軒が新たに追加されてしまい、言葉を失いました。 計画道路ではないことを確認した上で老後の為の物件を建設し、まだ5年ほどしか経過しておりません。先祖代々居住してきた土地を離れる上、全ての不動産を失うのはあまりにも過酷です。 計画変更につきましてご再考頂けませんでしょうか。 よろしくお願い致します。